

# 浦安市創業支援資金融資のご案内

浦安市市民経済部商工観光課

047(351)1111

この制度は、浦安市が千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て、市内において、個人による創業に係る必要な事業資金及び新たに企業を設立して行う事業の開始に係る必要な事業資金をあっせんする制度です。

申込み：市内に支店を有する金融機関

毎月25日（12月は20日）が金融機関から市役所への提出期限です。  
（土・日にあたる場合は前日まで）

調査：市役所、金融機関及び信用保証協会が申し込み内容について調査をします。

審査：審査委員会（毎月10日前後）において、融資の適否の審査を行う。

決定：決定分について、市が信用保証協会に保証を依頼します。

貸付：信用保証協会の保証承諾後、金融機関から貸し付けが実行されます。

市の融資制度を利用している借入者の債務の負担を軽減するために、借入利息の一部について利子補給を行っており、一層低利で有利な制度となっています。

## 貸付金融機関

みずほ銀行（新浦安支店）、三菱東京UFJ銀行（浦安駅前支店、浦安支店）、りそな銀行（浦安支店）、三井住友銀行（浦安支店）、千葉銀行（浦安支店、新浦安支店）、千葉興業銀行（浦安支店）、京葉銀行（浦安支店、浦安富岡支店、新浦安支店）、東京ベイ信用金庫（浦安支店）、東京シティ信用金庫（浦安支店）、東栄信用金庫（浦安支店）

※ 三井住友銀行は葛西法人営業部、みずほ銀行は西葛西支店での取り扱いになります。  
三菱東京UFJ銀行浦安駅前支店での法人の取扱いは葛西支社となります。

## 1. 資金名：創業支援資金

- (1) 創業者が創業等又創業等の事業実施のために必要な設備資金及び運転資金です。
- (2) 新会社設立のための資本金（株式取得金）は、対象になりません。

本市の創業資金は、

- (1) 個人が新たに事業を開始する場合
  - (2) 個人が新たに会社を設立する場合
  - (3) 中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合
  - (4) 個人で個人創業後5年を経過していない場合
  - (5) 個人で会社設立後5年を経過していない場合
  - (6) 会社が、新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない場合
- を対象にしています。

## 2. 融資対象者

- (1) 個人又は会社が事業開始に係る具体的計画を有するもの
  - ア 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行がなされた日から1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。（融資申請者：個人）
  - イ 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行がなされた日から2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する当該創業等を行う具体的な計画を有するもの。（融資申請者：個人）
  - ウ 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（融資申請者：設立する会社）
- (2) 個人又は会社が事業を起こし、事業開始した日（事業の開始が確認可能な日）又は会社を設立した日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの
  - ア 事業を営んでいない個人が事業を開始した日（事業の開始が確認可能な日）以後5年を経過していないもの（融資申請者：個人）

イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの（融資申請者：設立された会社）

ウ 会社が、新たに会社を設立した会社であって、その設立の日（登記簿上の会社設立登記年月日）以後5年を経過していないもの（融資申請者：設立された会社）

※これまで、会社の経営や個人事業をしていた場合は、対象になりません。

### 3. 融資限度額：1, 500万円以内

(1) 運転資金及び設備資金の合計額が1, 500万円以内です。

(2) 個人が個人事業又は会社を設立して事業を開始する場合は、自己資金の額（その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円）を限度とする。

(3) 自己資金の額は、融資額と同額以上とします。例えば500万円の融資を受けたい場合は、最低500万円以上の自己資金を用意する必要があります。

### 4. 融資期間

(1) 運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む）

(2) 設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）

### 5. 返済方法

原則として均等分割返済

### 6. 融資利率（本市での他の制度融資の利率と同率）

1年以内 2. 2%

1年超 ～ 3年以内 2. 5%

3年超 ～ 5年以内 2. 6%

5年超 ～ 7年以内 2. 9%

### 7. 連帯保証人・担保

無担保・無保証人 但し、会社が融資申請する場合は、代表者が連帯保証人になることが必要となります。

### 8. 市の利子補給

(1) 利子補給額 2. 1%

(2) 利子補給期間は、借入者と貸付金融機関との間で取り交わす最初の契約に

係る期間とします。

(3) 利子補給については、月毎ではなく、半年毎に利子補給が行われます。

## 9. 貸付要件

(1) 創業者（融資申請者）が個人である場合

ア 市内に引き続き1年以上居住していること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 市内で創業等を行うこと又は市内で事業を営んでいること。

エ 創業等をしようとする場合にあっては、市長が別に指定する研修を受けていること。

オ 保証協会の新事業創出関連保証を受けることができること。

カ 当該創業支援融資及び本市の資金融資を受けている者の連帯保証人となっていないこと。

キ 会社を設立する場合にあっては、当該会社の代表者が連帯保証人になること。

(2) 創業者（融資申請者）が会社である場合

ア 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立する場合にあっては、市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 市内で創業等を行うこと又は市内で事業を営んでいること。

エ 保証協会の新事業創出関連保証を受けることができること。

オ 会社の代表者が連帯保証人となること。

## 10. 連帯保証人について

(1) 保証能力を有すること。

(2) 市区町村税を滞納していないこと。

(3) 当該創業支援資金及び本市の資金融資を受けていないこと。

(4) 連帯保証人の提出書類

ア 印鑑証明書

イ 住民票

ウ 完納証明書

エ 固定資産税評価証明書

## 1 1. 中小企業者とは

創業支援資金融資における中小企業者とは、資本金及び従業員数のどちらか一方が次に該当をする会社及び個人です。

	業 種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
1	製造業、その他の業種（2から7に掲げる業種を除く。）	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5,000万円以下	100人以下
4	小売業	5,000万円以下	50人以下
4	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
5	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
6	旅館業	5,000万円以下	200人以下

## 1 2. 創業支援資金融資対象業種

(1) 千葉県信用保証協会の保証対象業種が融資の対象になります。

(2) 千葉県信用保証協会の保証対象業種にならないものが融資の対象外になります。

ア 保証対象とならないもの

- ・ 農林漁業（保証対象業種に指定されているものを除く）
- ・ 風俗営業飲食業（食事の提供を主たる目的とするもの、及び風俗営業飲食業保証に該当するものを除く）
- ・ 金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
- ・ 土地売買業（投機目的のみ）

- ・ 特殊浴場業のうち風俗関連営業
  - ・ 易断所、観相業、相場案内業
  - ・ 競輪・競馬等の競走場、競輪・競馬等の競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、娯楽業のうち風俗関連営業
  - ・ 興信所のうち、もっぱら個人の身元・身上・素行・思想調査等を行うもの
  - ・ 芸ぎ周旋業、集金・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係る場合を除く）
  - ・ 宗教
  - ・ 政治・経済・文化団体
- イ 許認可が必要な業種を創業する場合又営んでいる方は、許認可を融資申請者名義により原則として取得又は取得する見込みが確実になければ融資の対象とはなりません。
- ウ 一時的又は投機的なものは融資の対象とはなりません。
- エ 過去の事業経験等をみて、開廃業を繰り返しているものは融資の対象とはなりません。

### 1 3. その他

- (1) 市内で1年以上同一の事業を行い、設立して5年を経過していない中小企業者は、創業支援資金（運転資金・設備資金）と本市での「融資のご案内」に記載されています資金が融資対象になりますので、融資資金の選択は、融資申請者の判断になります。
- (2) 市内で1年以上同一の事業を行い、設立して5年を経過していない中小企業者は、創業支援資金（運転資金・設備資金）と本市での「融資のご案内」に記載されています資金と併用して、融資を受けることはできません。
- (3) 千葉県の開業・育成資金と本市の創業支援資金を併用することはできません。

## 借入申請者の提出書類

個人が新たに事業を開始する場合、または個人が新たに会社を設立する場合.

		個人 事業	会社 設立
1	浦安市創業支援資金貸付申請書	○	○
2	創業等関連保証申込必要添付書類確認書	○	○
3	信用保証委託申込書（個人情報取扱いに関する同意書、申込書、依頼書、概要、契約書）	○	○
4	確定申告書及び決算書の写し（税務署長受付印の押してあるもの）（確定申告を行った方で新規の場合2期分）	○	○
5	住民票（発行3ヶ月以内のもの）	○	○
6	印鑑証明書（発行3ヶ月以内のもの）	○	○
7	完納証明書（発行3ヶ月以内のもの）	○	○
8	固定資産評価証明書（発行3ヶ月以内のもの）	○	○
9	許認可証の写し（許認可業種の場合）	○	○
10	見積書の写し（設備資金の場合で、発行から1か月以内のもの）	○	○
11	創業計画書	○	○
12	自己資金確認書 添付書類：自己資金確認書に記載されている確認資料	○	○
13	宣誓書（事業を営んでいない） 添付書類：非課税納税証明書、給与所得者である所得証明書	○	○
14	研修を受けたことを証明する書類（浦安市創業支援セミナーや商工会議所主催の創業塾など）	○	○

## 留意事項

- (1) 書類は各一部ずつの提出です。
- (2) 上記のほかに業種、営業形態等により追加される条件・書類等があります。
- (3) 2回目以降の申込みで、住民票、印鑑証明書、固定資産評価証明書については、変更のない場合は不要です。

## 借入申請者の提出書類

個人が個人事業を開始して 5 年を経過していない場合、または個人が会社設立後 5 年を経過していない場合。

		個人 事業	会社 設立
1	浦安市創業支援資金貸付申請書	○	○
2	創業等関連保証申込必要添付書類確認書	○	○
3	信用保証委託申込書（個人情報取扱いに関する同意書、申込書、依頼書、概要、契約書）	○	○
4	確定申告書及び決算書の写し（税務署長受付印の押してあるもの） （確定申告を行った方で新規の場合 2 期分）	○	○
5	残高試算表（決算から 6 か月以上経過している場合）		○
6	商業登記簿謄本及び定款（最近 3 ヶ月以内のもの）		○
7	住民票（発行 3 ヶ月以内のもの）	○	
8	印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）	○	○
9	完納証明書・国保税納税証明書（個人）、完納証明書（法人）	○	○
10	固定資産評価証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）	○	○
11	許認可証の写し（許認可業種の場合）	○	○
12	見積書の写し（設備資金の場合で、発行から 1 か月以内のもの）	○	○
13	宣誓書（事業を営んでいなかった） 添付書類 創業時の非課税納税証明書、給与所得者であった所得証明書	○	○
14	資産・負債の確認できる資料（創業後 1 年未満のとき）	○	○

（1）書類は各一部ずつの提出です。

（2）上記のほかに業種、営業形態等により追加される条件・書類等があります。

（3）2 回目以降の申込みで、住民票、印鑑証明書、固定資産評価証明書、登記簿謄本については、変更のない場合は不要です。

## 連帯保証人の提出書類

印鑑証明、住民票、完納証明書、固定資産評価証明書

## 借入申請者の提出書類

中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合、または設立された会社が 5 年を経過していない場合

1	浦安市創業支援資金貸付申請書
2	創業等関連保証申込必要添付書類確認書
3	信用保証委託申込書（個人情報取扱いに関する同意書、申込書、依頼書、概要、契約書）
4	確定申告書及び決算書の写し（税務署長受付印の押してあるもの）（確定申告を行った方で新規の場合 2 期分）
5	残高試算表（決算から 6 か月以上経過している場合）
6	商業登記簿謄本及び定款（発行 3 ヶ月以内のもの）
7	印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
8	完納証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
9	固定資産評価証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
1 0	許認可証の写し（許認可業種の場合）
1 1	見積書の写し（設備資金の場合で、発行から 1 か月以内のもの）
1 2	創業計画書（新たに会社を設立する場合）
1 3	資産・負債の確認できる資料（創業後 1 年未満の場合）

## 留意事項

- (1) 書類は各一部ずつの提出です。
- (2) 上記のほかに業種、営業形態等により追加される条件・書類等があります。
- (3) 2 回目以降の申込みで、住民票、印鑑証明書、固定資産評価証明書、登記簿謄本については、内容に変更がない場合は不要です。

連帯保証人の提出書類（発行 3 ヶ月以内のもの）

印鑑証明、住民票、完納証明書、固定資産評価証明書